

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案要綱

第一 目的

(第一条関係)

この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、戦後強制抑留者に係る問題についての基本方針の策定及び戦後強制抑留者の労苦を慰藉^{しや}するための特別給付金の支給について定めることを目的とすること。

第二 定義

(第二条関係)

この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴェト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者をいうこと。

第三 基本方針

(第三条関係)

一 政府は、戦後強制抑留者に係る問題について迅速かつ総合的に対応するための基本的な方針（以下「

基本方針」という。)を定めなければならないこと。

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 戦後強制抑留者に係る問題への対応に関する基本的方向

(2) 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

① 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬された場所についての調査を含む。）

② 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置

③ ①又は②に掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

(3) 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

- (4) 戦後強制抑留者に係る問題についての関係府省相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項
- (5) 戦後強制抑留者に係る問題についての関係府省、地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者の連携に関する基本的事項
- (6) その他戦後強制抑留者に係る問題への対応に関する重要事項

三 政府は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

第四 特別給付金

一 特別給付金の支給 (第四条第一項関係)

本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が特別給付金を支給すること。

二 支給内容 (第五条関係)

特別給付金の額は、次の表の上欄に掲げる戦後強制抑留者の帰還の時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とし、これを一時金として支給すること。

帰還の時期	特別給付金の額
昭和二十三年十二月三十一日まで	二五〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日まで	三五〇、〇〇〇円
昭和二十六年一月一日から昭和二十七年十二月三十一日まで	七〇〇、〇〇〇円
昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日まで	一、一〇〇、〇〇〇円
昭和三十年一月一日以降	一、五〇〇、〇〇〇円

三 支給手続等

(第四条第二項から第四項まで及び第六条から第十二条まで関係)

- 1 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、基金が行うこと。
- 2 1の請求は、総務省令で定めるところにより、平成二十五年三月三十一日までに行わなければならないこととし、当該期間内に請求をしなかった者には、特別給付金は支給しないこと。
- 3 その他特別給付金の支給を受ける権利の承継、特別給付金の支給を受ける権利の譲渡又は担保の禁止等特別給付金に関し必要な事項を規定すること。

第五 附則

一 施行期日等

(附則第一条関係)

1 この法律は、公布の日から施行すること。

2 1にかかわらず、特別給付金の支給を受ける権利の認定は、この法律の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、行わないものとする。

二 検討

(附則第二条関係)

政府は、戦後強制抑留者で特別給付金の支給の対象となっていないもの、戦後強制抑留者の遺族等について労苦に報いる等のための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正

(附則第三条関係)

1 基金の業務として、特別給付金の支給に関する業務を追加すること。

2 基金は、特別給付金の支給に関する業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができるものとする。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、基

金に対する政府の出資はなかったものとし、基金は、その額により資本金を減少するものとする。

四 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部改正

(附則第四条関係)

- 1 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する期日を「平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日」から「平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日」に改めること。
- 2 基金は、平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日から基金の解散の日の前日までの間においては、特別給付金の支給に関する業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行わないものとする。
- 3 基金の財産で主として特別給付金の支給に関する業務及びこれに附帯する業務以外の業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、2の政令で定める日に国が承継し一般会計に帰属するものとし、基金は、その資本金のうち当該財産に係る部分として総務大臣が財務大臣と協議して定める金額により資本金を減少するものとする。